



県民交通災害共済の加入はお済みですか

現在加入している人も、3月31日で共済期間が満了となりますので、引き続き加入する場合は申し込みください。

対象 市内に住民登録をしている人

内容 加入者が道路上で運行する自動車、バイク、自転車等に接触や衝突などの事故(自損事故を含む)に遭ったとき、治療実日数に応じて見舞金を支給

費用 大人900円、中学生以下(平成29年4月1日現在)500円

共済期間 4月1日～平成30年3月31日

※4月1日以降に加入した場合は、申し込みの翌日からです。

申込方法 各庁舎の受付場所にある申込用紙に記入のうえ、費用を添えて申し込み

受付場所

- ・総和庁舎防災交通課
- ・古河庁舎市民総合窓口室
- ・三和庁舎市民総合窓口室

問 ☎防災交通課

☎92-3111

緑ある街づくりのために生垣を設置しませんか

市内の緑化推進のため、生垣を設置する人に補助金を交付します。

補助金額 4,000円/m

※生垣設置2m以上から交付。

限度額 5万円

※4月1日設置分から交付。交付件数には上限あり。

※事前申し込みが必要。設置基準の説明と相談を行います。

申込 問 (一財)古河市地域振興公社 [ネーブルパーク管理事務所内] ☎92-7748

侵略的外来種による被害を予防するために

人間の活動によって他の地域から持ち込まれた外来生物の中でも、自然環境に大きな影響を与える「侵略的外来種」と呼ばれるものがあります。

在来生物のすみかを奪い、在来生物との雑種を生み出すだけでなく、人間や農林水産業にも悪影響を及ぼすことがあります。

「入れない」「捨てない」「拡げない」の外来生物被害予防三原則を守りましょう。

【外来生物被害予防三原則】

■「入れない」

外来生物の拡がりは、外国から生物を入れないことで防ぐことができます。外国から生物をむやみに持ち込むことはやめましょう。

4 月 の 各 種 相 談

区分	期日	時間	場所	予約等	問い合わせ・予約
市民の法律相談	4月14日(金)	午後1時～4時40分 (1人30分間、弁護士が対応します)	古河庁舎市民相談室	4月3日(月)午前8時30分から予約受付 ※法律相談は同じ案件での再相談はできません。	☎市民総合窓口課 ☎92-3111 ※内容により相談をお受けできない場合があります。
	4月18日(火)		三和庁舎3階会議室A		
	4月20日(木)		総和第2庁舎2階相談会場		
	4月28日(金)		古河庁舎市民相談室		
税務相談	4月11日(火)	午後1時30分～4時30分	古河庁舎市民相談室	4月3日(月)午前9時から予約受付	関東信越税理士会古河支部 ☎0297-44-8585(柳田)
在住外国人生活相談	月～金曜日	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時30分	総和庁舎ふるさと館	母国語での相談は事前電話予約	☎企画課(在住外国人支援センター)☎92-1404
		午前8時30分～午後5時15分	要相談	予約制	☎企画課(古河市国際交流協会事務局)☎92-3111
女性相談 家庭児童相談	月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分	総和庁舎	予約不要	☎子育て支援課 ☎92-3111
DV相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	非公開 ※面接希望の場合は、事前にご連絡ください。	予約制	古河市配偶者暴力相談支援センター ☎92-7209